

家きん飼養農家 各位

東部家畜保健衛生所長
(公印省略)

高病原性鳥インフルエンザに係る緊急消毒の実施について (通知)

高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため、家畜伝染病予防法第30条に基づき、千葉県告示第656の2号により、家きんの飼養農場等に対し、家きん舎周囲及び農場外縁部の消石灰等による消毒を実施するべき旨の命令がされました。

つきましては、下記のとおり消毒を実施いただくとともに、併せて、飼養衛生管理基準の徹底をお願いいたします。とりわけ、ネズミ等の小動物の隠れ場所となる農場周辺の草刈り、農場内外の整理整頓及び畜舎の隙間や防鳥ネットの点検・補修等についても、定期的な実施をお願いします。

記

1 緊急消毒を実施すべき農場

100羽以上の鶏を飼養している農場及びその他の家きんを使用している農場のうち家畜保健衛生所長が消毒を実施する必要があると認める農場

2 実施の期日

令和2年12月18日から31日までの間

3 消毒方法

農場(家きん舎その他家きんの飼養施設の周囲及び農場外縁部、それぞれ幅1m以上)における消石灰、その他家畜保健衛生所長がこれと同等と認めるものの散布

※ 消石灰の散布量の目安: 0.5~1.0 kg/m²

4 消毒実施の報告

消毒実施の1週間以内に消毒実施状況についてメール等により、東部家畜保健衛生所まで御報告ください。

【報告内容】

① 農場名・管理者名 ② 実施日 ③ 消毒実施状況が分かる写真1枚

【写真の送付先】

東部家畜保健衛生所 toubukaho@mz.pref.chiba.lg.jp

〒283-0064 東金市川場 1105-3 FAX: 0475-52-3335

5 その他

- ・ 消石灰の配付を受ける場合は、別途、配付日程及び場所を御連絡します。
- ・ 消石灰の配付を希望されない農場におかれても、上記期間内に必ず緊急消毒の実施をお願いします。



家畜衛生だより

令和2年12月第38号(鶏)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

高病原性鳥インフルエンザに係る 緊急消毒について

全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることから、農林水産省から全国の家きん飼養農場等に対し、家畜伝染病予防法第30条に基づく緊急消毒を実施するよう指示がありました。

千葉県においても、千葉県告示第656の2号により、県内一斉に緊急消毒を発令します。(別添通知のとおり)

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

2 実施する区域

県内の家きん飼養農場

(石灰配付を受ける方・受けない方に関わらず**全農場!!**)

※農場: 卵、鶏等の畜産物を出荷しているところ(ペット等は含みません)

※家きん: 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

3 実施の期日

令和2年12月18日から令和2年12月31日まで

4 消毒方法

鶏舎周囲及び農場外縁部等に消石灰を散布

別紙「消石灰の散布方法」参照

5 消毒の確認

消毒実施日から**1週間以内に実施状況を家畜保健衛生所に報告**

●報告内容

①農場名・管理者名

②実施日

③消毒状況が把握できる写真(鶏舎周囲、農場外縁等) 1枚

●報告方法(メール)

携帯で撮影③→①②を本文に記入→東部家保のメールアドレスに送付

<toubukaho@mz.pref.chiba.lg.jp>



← 携帯の「QRコード」で撮影すると
東部家保のメールアドレスに入れます。

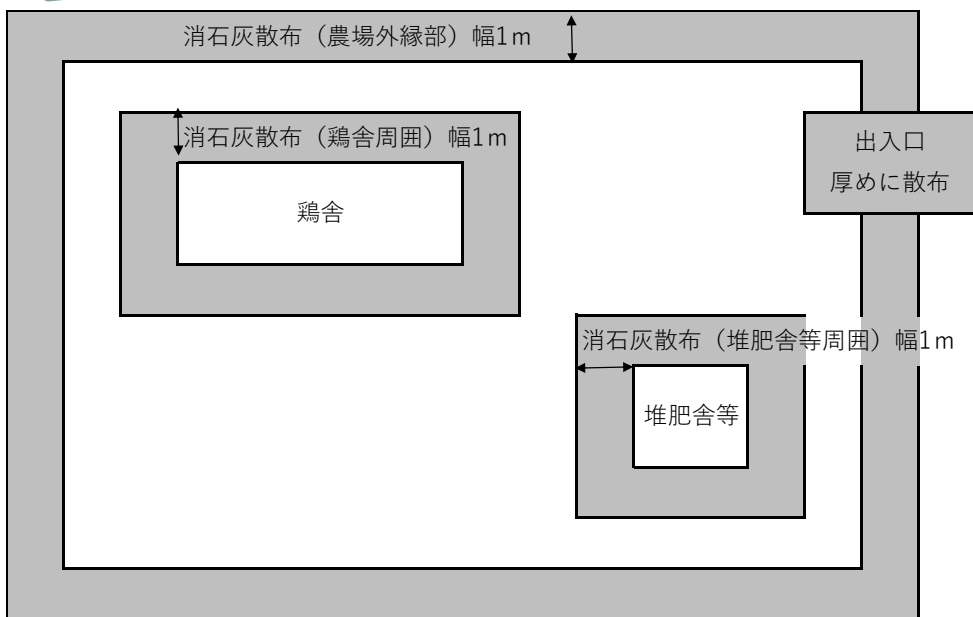
鶏舎

石灰



《消石灰の散布方法》

- ・ 下図のように、鶏舎周囲と農場外縁部は、1m以上の幅で地面が白く覆われるように散布する。
- ・ 特に敷地出入口、鶏舎出入口は厚めに散布する。
- ・ 散布の目安は1m幅の場合、1袋で約30m。
- ・ 散布後、ホウキ等で均一に広げる。
- ・ 消石灰は強アルカリ性のため、マスク・手袋を着用して散布する。
- ・ 繰り返し雨や水に濡れてしまうと、消毒効果がなくなるため、定期的に散布する。
- ・ 併せて、飼養衛生管理基準の徹底を行う。
農場周辺の草刈り、農場内外の整理整頓←ネズミ等の小動物の隠れ場所を無くしましょう！！
畜舎の隙間、防鳥ネットの穴等の確認・修繕
殺鼠剤及び殺虫剤の散布によるネズミ、昆虫等の駆除を行う。



＜消石灰の配布について～石灰配付希望の方へ～＞

消石灰を県から1農場あたり10袋配布いたします。準備が整い次第、御案内します。

配付前も、農場で所有している消石灰の散布等により、まずは速やかに消毒を実施してください。

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください